

和泉市の学校給食をよくする会 第3回市民学習会 民間委託をめぐって偽装請負問題を考える

和泉市の学校給食をよくする会の第3回市民学習会が、和泉市役所裏の第2職員会館において、6月27日の午後2時から行われました。

昨年度出てきた和泉市の学校給食民間委託の問題は、「和泉市の学校給食をよくする会」など市民のねばり強い運動と、市職労や泉北教組の市教委との交渉の中で、委託は一年先送りとなっていきました。しかし先頃教育委員会は石尾中学校において28年度からの民間委託の方針を示し、26日には石尾中学校・北松尾小学校・緑ヶ丘小学校のPTAへの説明会を行いました。

このような状況の中行われた市民学習会では、弁護士城塚健之さんを招いて、民間委託が行われた場合に大きな問題となるであろう偽装請負についてのお話をうかがいました。狭い会場には50名を超える参加者が集まり、資料が足りなくなるほどの盛況で、関心の高さが感じられました。

派遣と請負

城塚さんのお話では、「民間委託」というのは通称であり、労働法上は「派遣」として扱われます。

「派遣」か「請負」かのどちらかになるということでした。今回検討されている形態であれば「請負」になり、

「請負」の場合は自治体職員（栄養士等＝発注者）からは、調理内容に関して、民間業者の代表者に対して一般的な指示が出来るにとどまり個々の調理員に対して直接に具体的な指示をすることはできなくなるということでした。（下図）

これを直接指示してしまうと偽装請負となり、法律



に違反するのだそうです。

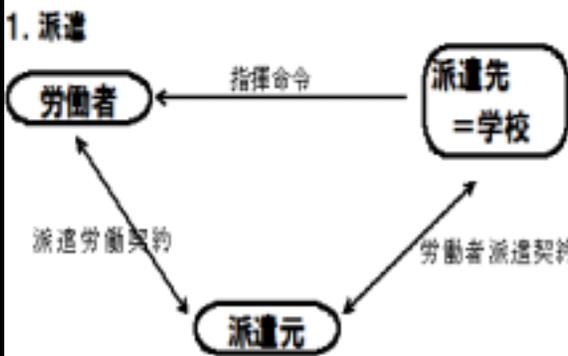
学校給食での請負は無理

法律の専門家から見ると、学校給食での請負は無理だ

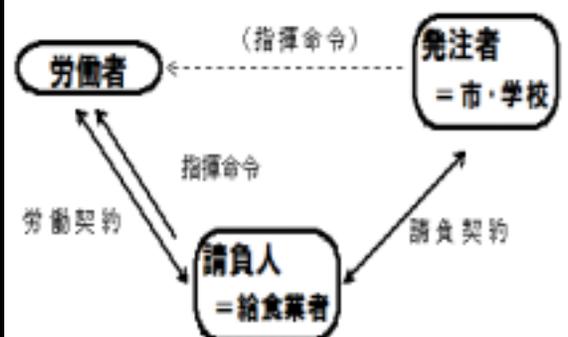
といます。直接指示できるかという問題だけではなく、請負業者は、自前の生産手段やノウハウを持たなければならぬという規定があるのだが、すでに自治体の調理場を借り、自治体職員である栄養教諭が作成した献立や仕様書に基づいて調理することは、真の請負とは言えないということです。

食の安全のために

委託になれば現場で働く人たちは決められた期間（有期雇用）、低賃金で十分



2. 請負 点線の指揮命令は請負では禁止。これに違反すれば偽装請負となる。



なスキルも身につけないうちに雇用された人がほとんどとなります。未熟な調理技術しか持たない人たちに、専門家である栄養士がきちんと指示が出来ない状態で、食の安全は守られていくのでしょうか。実際に、トラブルが起こっているところも多くあるといえます。給食業者も会社としてのものを追及します。そのため、安い働き手を使おうとし、やがては食材にもコストを考えるようになるのではないのでしょうか。

「食育」が言われる現在、「給食」はどうあるべきなのか、みんなで考えていかなければなりません。

市は「コスト」や「効率」にとらわれて、子どもたちのことを忘れていないのかもう一度振り返ってみてほしいものです。

感想から

わかりやすいお話でした。ますます和泉市がやっていることの間違い、手抜きが明らかになってきたように思います。

